

## 軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入助成について

### 1 助成事業の概要

軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達や学力の向上を図るため、障害者自立支援法の補装具費支給制度の補完的措置として、補聴器の購入費を助成する制度。

項目	内容
対象者	以下のすべての要件に該当している18歳未満の児童 ・ 宇部市に居住していること。 ・ 両耳の聴力レベル30デシベル以上。 ただし、医師が必要と認める場合は、30デシベル未満も対象 ・ 身体障害者手帳の交付対象者でないこと。  【難聴の程度】 ・ 軽度難聴（26～40デシベル）小さい声での会話は聴き取りにくい ※30デシベル・・・ささやき声 ・ 中等度難聴（40～70デシベル）普通の会話が不自由 ※50デシベル・・・静かな事務所
所得要件	障害者自立支援法の補装具の支給に係る所得制限と同様
助成範囲	・ 購入経費 ・ 耐用年数経過後の更新経費 ・ 修理費
助成額	障害者自立支援法に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」により算定した額の3分の2

### 2 実施時期

平成24年8月1日（予定）